

くらし安全安心だより

悪質な「架空請求」が急増しています ー利用した覚えのない請求は無視しましょう！ー

【相談事例】

スマートフォンに、「**有料動画サイトの登録履歴があり未納料金が発生**しております。**本日ご連絡なき場合、法的手続きに移行**します。」という**SMS**（ショートメッセージサービス：電話番号あての短文メール）が届いた。利用した覚えはないが、大手会社名と相談窓口としての電話番号が書いてある。どうしたらよいか。

（40歳 女性）

【アドバイス】

★携帯電話、スマートフォンなどへの**SMS**（ショートメッセージサービス：電話番号あての短文メール）で、利用した覚えのない料金を請求される「**架空請求**」に関する相談が急増しています。

★「本日中に連絡するように」などと書いてあっても、**絶対に連絡してはいけません**。業者からの請求がエスカレートしたケースもあります。

★「訴訟を起こす」「弁護士対応になる」などと不安をあおるようなことが書かれていても、**利用した覚えがなければ決してお金を支払わず、無視**しましょう。

★このようなSMSを送りつけている業者は、**実在する大手の会社名を悪用**していると思われます。

★**支払い義務があるかどうか判断できない場合や心配なときは、連絡をしたりお金を支払ったりする前に相談**しましょう。

※二戸消費生活センターでは、消費生活に関するトラブルや多重債務（債務整理・過払い金返還請求）などの相談に応じています。

一人で悩まずに、ぜひご相談ください。

二戸消費生活センター

相談時間 平日午前9時～午後4時

（☎23-5800）